

2021年9月21日

茨城県知事 大井川 和彦 様

写) 茨城県監査委員各位、新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会 委員各位、  
茨城県議会 議員各位、日立市長 小川 春樹 様、日立市議会 議員各位、マスコミ各位

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会

代表 荒川 照明 電話 090-9845-7019

日立市台原町 2-10-10

### 産廃最終処分場の施設配置に関する公開質問状、および

### 前回の「候補地選定に関する公開質問状」の回答についてご報告

先に、2021年8月6日付けで、新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会 委員長宛に、産廃最終処分場の候補地選定に関する公開質問状を届けましたが、同委員会の委員の任期は終了しているため、同委員会の事務局である資源環境推進課長様より、令和3年9月1日付けの回答が郵送されてきました。その写しを本紙5頁に添付したので、多くの皆様に見ていただきたい。公開質問状に対する回答の内容は、誠意・熱意を感じられない外れなものですが、公開質問状をお届けさせていただいた皆様へは適切な経過報告が必要であり、唐津沢の状況判断についての私どもの考えを更によく知っていただきたいと願っています。そこで、添付資料1を用意し、第2章に、「豪雨時洪水災害対策に関する県担当事務局の回答の要旨」、および県の回答に対する私共の考えを、そして第3章以降には、「広大な唐津沢の降水域分析と沢形状に基づく水理学的な特性」を記述しましたので、目を通して頂けると幸いです。

これまで、産廃処分場の施設配置については、4月30日にイメージ図が開示されただけで、具体的な資料はなかったが、新聞報道によると、9月12日には、第1回の基本計画策定委員会で、施設配置計画の概要が決まったようです。

『全体配置計画では、埋立地の規模は約 9.8ha、容量は約 244 万m<sup>3</sup>に設定。埋立容量を確保しやすくするため、鉱山跡地の窪地を利用した配置となる。また、浸出水の発生量を抑制するために埋設地内に区画堤を計画していく。』との報道がありました。このような場合には、狭い掘削跡の谷底に廃棄物を詰め込むため、埋設深さの割に、容量は稼げず、埋設容量は確保できにくくなります。また、深い谷底に廃棄物を詰め込むと、浸出水調整槽の水面が深い谷底の標高より更に低くなるような調整槽を設けなければなりません。したがって、非常に深い所から浸出水を汲み上げて処理することになり、浸出水管理が非常

に困難になるはずです。また、廃棄物埋立槽の底辺部は激しい地下水の流れに晒されますから、大変異常な事態だと懸念されます。

廃棄物槽と浸出水調整槽の位置関係、浸出水調整槽の容積と浸出水処理能力の関係は、廃棄物処理施設の優劣の判断に大変重要なので、今回の公開質問状では、主に浸出水処理に関する質問をさせていただきます。

## 1. 浸出水処理施設について

添付資料2に示すように、昨年11月付けの住民説明会の意見に対する県の回答がある。「豪雨があった場合、処分場から雨水が溢れることはないか。」との問い合わせに対する県の回答は、

- ・エコフロンティアかさまの浸出水処理施設は、約1万m<sup>3</sup>の調整槽を設けて、豪雨時に発生する浸出水量を一時貯留できる設計としているため、開業以降、最大日降雨量である202mm(H23.9.21)の降雨や、最大1時間降雨量である81.5mm/h(H21.8.7)の降雨時でも、支障がありませんでした。
  - ・また、1日200mmの降雨の場合、約2万トンの水量となり、その約4割は浸透する途中で蒸発します。浸出水としては、残りの約4割である約1.2万トンが2~3日かけて出てくるので、調整槽に貯留し、処理量を均等にして処理をしていきます。
- とのことである。

ところが、エコフロンティアかさまの浸出水処理施設の浸出水処理能力は、400m<sup>3</sup>/日であるから、3日後には、800m<sup>3</sup>(12,000-400x3-10,000)の未処理の浸出水が調整槽から必然的に溢れ出ことになる。したがって、闇に紛れて800m<sup>3</sup>を未処理のままで放流するか、あるいは調整槽が満杯になる前に、流入する浸出水を一時的に止め、5日後には戻すような操作を要する。その後は、1万m<sup>3</sup>の浸出水が25日(10,000/400)をかけて処理されるはずである。このような特別な操作についての説明はないが、202mm/日(H23.9.21)の降雨時や81.5mm/h(H21.8.7)の降雨時に実行されたと推測される。特に202mm/日(H23.9.21)の降雨時には、当時はまだ廃棄物が少なかったため、降雨が直ちに浸出水調整槽に流入し、約4割が蒸発するようなことは無く、約2万トンの水量を短期間に処置したはずであり、調整槽の操作は大変忙しかったと推測される。約1万m<sup>3</sup>の調整槽の容量は非常に大きいが、それでもあまり余裕のあるものではない。

更に、「想定雨量は1/200年確率の降雨」との説明もあり、

- ・新処分場の浸出水処理施設につきましては、基本計画の中で、近年の豪雨による降雨量なども踏まえて検討してまいります。
- とも記載してある。

平成27年の水防法改定で、1/1,000年確率程度で、1日当たりの想定最大降雨量は690mmと規定されているので、「これから県の担当者が、近年の豪雨による降雨量などを踏まえて検討すべきものではありません。」このような無責任な説明は随所で繰り返され

ますが、県の担当者が降雨災害などは全く考えることなく計画を進めている明らかな証拠です。ともかく想定降雨量の増加に応じて、調整槽の容量はかなり大きくなるはずです。

この度は、「浸出水処理施設の規模は約 4,000 m<sup>2</sup>とし、管理棟付近に設置」と発表されたが、重要な設備である浸出水調整槽については何も分からないので、心配である。そこで、「埋設地内に区画提を計画して、浸出水の発生量を抑制するとのことであるが、調整槽の容量はいくらで、どのような場所（特に高さ、標高）に設置を計画しているのかお教え願いたい。」

## 2. 廃棄物槽の配置について

通常、廃棄物槽底面の位置は、浸出水調整槽の液面より常に高くなければならず、浸出水処理能力には限界があるため、余裕を見て浸出水調整槽はかなり大きなものを用意する必要がある。したがって、廃棄物槽どこに設置するかは重要な課題である。ところがこの度は、『埋立容量を確保しやすくするため、鉱山跡地の窪地を利用した配置となる』との方針の下、短絡的に廃棄物槽が谷底に設置されることが確定されたようである。

添付資料1の図6に示すように、廃棄物処分場施設配置イメージ図を基に廃棄物処分場の状況を類推してみると、廃棄物埋立槽の底面は浸出水処理施設よりも約 20m も低い所にあります。一方、浸出水は自由落下により浸出水調整槽に導出されるので、1 万m<sup>3</sup>以上の大きな調整槽は地下深くに設けねばなりません。浸出水処理施設の規模は約 4,000 m<sup>2</sup>ですが、調整槽の広さを半分の 2,000 m<sup>2</sup>としても、5m (10,000 m<sup>3</sup> / 2,000 m<sup>2</sup>) の深さを要します。すなわち、少なくとも 25m (20m+5m) の揚程を汲み上げて浸出水処理を行なわねばならないため、処理施設の管理運営は非常に難しくなる。しかも前にも述べたように、廃棄物埋立槽の底辺部は激しい地下水の流れに晒されることになる。

なお、添付資料1の図6に示すように、廃棄物処分場施設配置イメージ図を基に推定すると、廃棄物埋立槽の底部の面積は、3 ha 程度で、最大の埋立高さは約 60m（埋設部 20m、積上げ部約 40m）にもなり、廃棄物埋立槽の形状が異常に変則的になっている。廃棄物の埋設量は約 60 万m<sup>3</sup>なのに対して、積上げ量は約 180 万m<sup>3</sup>にもなる。全国の事例では、平均埋立高さは約 15m であるので、最大の埋立高さが約 60m になると、ライナーに異常な大きさの剪断力が掛かるので心配である。このような状況は、唐津沢の地形と広さが容量 224 万m<sup>3</sup>の巨大廃棄物処分場の建設に適さないことを示唆している。

そこで提案です。いっそのこと、安上がりだからと言って『埋立容量を確保しやすくするため、鉱山跡地の窪地を利用した配置とする』などの姑息な拘りは捨て去り、エコフロンティアかさまの例に従い、少し工事費用はかかるでしょうが、高さ約 38m を事前に埋立て、標高の高い所に十分に広い廃棄物埋立槽のための敷地を確保してはどうでしょう。そうなれば、広く浅い皿状の廃棄物埋立槽ができるようになり、埋立容量は確保し易くなるので、遮水工の費用は大幅に削減され、結局はよいものが安くできるはずである。また、

廃棄物埋立槽の構造体を地下水から隔離し易くなるため安心である。

3月のフォローアップ説明会資料にも、廃棄物埋立槽は最上段に鎮座しており、槽の底部に滞留した浸出水は自然落下で、槽の底部より低い位置にある浸出水処理施設に導入されるようになっている。このような施設配置であれば標準的で、妥当なものである。既に4月26日付けの県知事宛異議申し立て（参考資料2）で紹介済みであるが、私どもは、標高150m位まで埋立した場合の廃棄物埋立槽の状態について検討して、広く浅い皿状の妥当な廃棄物埋立槽ができ、埋立容量244万m<sup>3</sup>の確保が容易なことを確認している。そこで、

「エコフロンティアさまの例に従い、高さ約38m程度を事前に埋立して、標高の高い所に十分に広い廃棄物埋立槽のための敷地を確保し、3月のフォローアップ説明会資料に示されたように、廃棄物埋立槽は最上段に鎮座しており、槽の底部に滞留した浸出水は自然落下で、槽の底部より低い位置にある浸出水処理施設に導入するような穩当な施設配置を検討する余地はあるかどうか伺いたい。」

### 3. 次の事柄に何か県知事のお考えを戴けると幸いです

産廃処分場の施設配置については、4月30日になって、イメージ図が開示されたものの、具体的な資料は全く明かされないまま、非公開で秘密裏に計画が進められ、新聞報道によると9月12日には、施設配置計画の概要・大枠が確定し実行に移されたようです。

私は、県知事宛の異議申し立て、あり方検討委員会委員長宛の公開質問などで問題点の提起をしておるにも拘らず、無視されるだけで何の役目も果たせておりませんが、今後ともできる限りの努力をして、時間は掛かるでしょうが次のような問題の周知を図ります。

- ・広大な唐津沢に廃棄物処分場を建設する場合の集中豪雨時の降水災害の危険性
- ・「鉱山跡地の窪地を利用した配置」に拘った谷底設備配置の異常性による多大な弊害
- ・「候補地ここにありき」を想定される候補地選定過程および関連の計画の調査・明確化

（文責：鈴木鐸士）日立市千石町1-15-26 電話090-3546-1796

添付資料1：唐津沢に廃棄物処分場を設置すると豪雨時洪水災害対策は不可能である（広大な唐津沢の降水域分析と沢形状の水理学的な特性に関する報告）

添付資料2：新産業廃棄物処分場の整備について〈住民説明会でいただいたご意見等への回答〉の一部抜粋：(4) 異常気象について

参考資料1：2021年8月6日付け 産廃最終新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会 委員長宛 産廃最終処分場の候補地選定に関する公開質問状（荒川照明）

参考資料2：4月26日付け 茨城県知事宛 新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策（令和3年2月）に関する異議申し立て（2021年3月15日提出済み）に追加添付する資料（荒川照明）

令和3年9月1日

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会  
代表 荒川 照明 殿

茨城県県民生活環境部  
資源循環推進課長

「産廃最終処分場の候補地選定に関する公開質問状」について（回答）

令和3年8月6日付けでご依頼がありました、標記の質問状について、別紙のとおり回答いたします。

なお、新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会の委員長宛て御依頼いただきましたが、同委員会の委員の任期は終了しているため、同委員会の事務局である当課から回答致します。

【お問い合わせ先】

茨城県県民生活環境部資源循環推進課  
新最終処分場整備室  
電話 029-301-3015  
FAX 029-301-3039  
Eメール haitai4@pref.ibaraki.lg.jp

2021年8月6日付け「産廃最終処分場の候補地選定に関する公開質問状」に関する回答

御質問概要	回答（新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会事務局）
<p>1 候補地唐津沢には「整備可能地の要件」に洪水災害対策が必須ではないか。 広大な降水域を有する唐津沢の出口部分の候補地に対して、豪雨時洪水対策を考慮せずに、「地形に優れ、経済性にも優れている」との評価は、不適切だったと思われますが、どの様にお考えでしょうか。</p>	<p>新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会では、選定の第1次スクリーニングにおいて、立地上の制約区域として、洪水時に浸水が想定される区域である「浸水想定区域」や「津波浸水区域」を除外した区域から、1次整備可能地の要件及び埋立規模要件を満たす整備可能地を抽出しております。</p> <p>また、産業廃棄物最終処分場の雨水対策については、8月11日付け『「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関する異議申し立て」に対する県の考え方について』により回答しております。</p>
<p>2 唐津沢の地形は採掘により大きく変わっています。どのような資料で判断したか。 選定理由欄には、「地形を活用し、低い概算工事費で建設可能」と表記されていますが、谷地形の地形をどのように活用し、どのようにして低い概算工事費とするのか根拠を示し、その当時検討された資料は、現状の急峻な深い谷地のものか、あるいは掘削前の広々とした穏やかな形状のものかについても示していただきたい。</p>	<p>整備候補地選定時の概算整備費については、8月11日付け『「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関する異議申し立て」に対する県の考え方について』により回答しております。</p>
<p>3 3次整備可能地の外部搬入道路要件は県により変えられた。どのように思われるか。 県自らが「外部進入道路要件」に違反して新たな搬入道路の建設を計画することは、貴委員会に対しても明らかな背信行為であると推察されます。事前あるいは事後にも、審議などがあって委員会としては了承できる理由・要因があったのでしょうか。</p>	<p>「外部搬入道路要件」に反するものでないことについて、8月11日付け『「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関する異議申し立て」に対する県の考え方について』により回答しております。</p>